

- 2面 30年度の区政モニター募集
- 3面 新しい高齢受給者証を世帯主宛てに7月20日に発送します
- 6面 協働推進基金助成金一般事業助成事業にご参加ください
- 8面 地震から命を守る家具類の転倒等防止対策をブロック塀の安全点検を



しんじゅくコール

☎03(3209)9999 ☎03(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。

誰もが地域で安心して暮らし続けられるように

ご存じですか

成年後見制度

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害等により、判断能力が十分でない方の権利を守るための民法に基づく制度です。成年後見人等が、本人の意思を尊重しながら金銭管理や福祉サービスを利用するための契約締結など、法律面や生活面でその人らしい生活を送れるよう支援します。

次のようなことでお困りの方はご相談ください

最近物忘れが多く、
通帳をなくしてしまったり、
お金の管理ができない

頻りに訪問販売や
悪質商法の被害に
遭っている

施設入所や福祉
サービスの契約
が難しい



施設を訪問して本人の話を聞く市民後見人

◎新宿区成年後見センターへご相談ください

高田馬場1-17-20、新宿区社会福祉協議会内
☎(5273)4522・☎(5273)3082・<http://www.shinjuku-shakyo.jp>

電話と窓口で成年後見制度に関する相談をお受けしています

●一般相談(センター職員)	【相談日時】月～金曜日午前8時30分～午後5時
●弁護士・司法書士・社会福祉士の 専門相談(事前に予約が必要)	【相談日時】▶月曜日…司法書士、▶水曜日…弁護士、 ▶金曜日…社会福祉士 ※時間はいずれも午後1時～2時、午後2時30分～3時30分

今年度から法人後見事業を実施しています

新宿区社会福祉協議会が法人として成年後見人等または任意後見人となることにより、安定的・継続的支援が可能となります。新宿区成年後見センター(新宿区社会福祉協議会内)に担当職員を配置し、必要な支援を行います。詳しくは同センターへお問い合わせください。

◎制度の利用に必要な費用を助成しています

【問合せ】地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) ☎(5273)3517・☎(3209)9948

●申立費用助成・成年後見人等への報酬助成

成年後見制度の利用開始に必要な費用(申立費用)と、利用開始後の費用(成年後見人等に対する報酬)を助成しています。助成には、財産や収入等の要件があります。詳しくはお問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。

あなたも制度を支える 担い手になりませんか 市民後見人養成基礎講習

親族や弁護士などの専門家以外の一般市民が、身近な立場で成年後見活動を行う「市民後見人」を養成する講座です。

カリキュラム等詳しくは、新宿区ホームページでご案内しています。受講申請書類は説明会(下記)で配布し、書類選考により受講者を決定します。



日時	10月4日(木)・11日(木)・22日(月)・29日(月)、11月8日(木)・15日(木)、全6回 いずれも午後1時から4時間程度
会場	新宿区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)
対象	区内在住・在勤・在学または区内で高齢者・障害者等に関わる社会貢献活動の実績があり、講習等の受講後に市民後見人として活動できる方(おおむね65歳まで)
内容	成年後見制度の仕組みや知識、後見人としての心構えほか

受講を希望する方は必ず説明会にご参加ください

市民後見人の活動や養成基礎講習の詳しい内容について説明します。

説明会日時	8月1日(水)午後2時～3時
会場	新宿区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)
申込み	電話かはがき・ファックス(4面記入例のとおり記入)または直接、7月30日(必着)までに地域福祉課福祉計画係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階) ☎(5273)3517・☎(3209)9948へ。

コラム 新宿の未来のために!

新宿区ホームページ「区長の部屋」で
写真日誌も公開しています

▼先月発生した大阪北部を震源とする地震では、小学4年生の女の子が倒壊したブロック塀の下敷きになり、また、80歳の男性が民家の壁の崩落に巻き込まれ、犠牲となる事故が起きました。区では、発災後直ちに、全ての区立学校・区立幼稚園のブロック塀を含む外壁を総点検し、安全対策が必要と判断したものは囲い等の緊急措置を講じた上で、順次、塀の除却等を進めています。また、ブロック塀等の安全点検等を区立学校通学路沿いは7月末までに、区内全域の一般の交通に供する道路沿いは8月末までに行います。今回の地震により、長期間にわたリガス・水道などライフラインへの影響も出ました。地域の皆さまには、各ご家庭で食糧・日用品の備えや避難経路の確認など日頃からの取り組みをお願いします。区には家具転倒防止や耐震診断などさまざまな助成制度があります。ぜひご利用ください。▼新宿区は、20代30代の方が多く住むまちです。区は、こうした若い方が「ずっと住み続けたい」と思っているだけまちづくりにつながるため、「しんじゅく若者会議」を昨年度から始めました。会議では、30代までの方に区政に対するご意見やアイデアをいただきます。昨年度は、会議でいただいたご意見を元に区のSNS発信方法を改善しました。今年はこのようなアイデアが出てくるのことも楽しみにしています。▼今月下旬から、さまざまな文化・芸術イベントが開催されます。江戸情緒を感じながらほおずき市や阿波踊りを楽しめる「神楽坂まつり」(25・28日)、新宿が沖繩一色に染まる「新宿工イサーまつり」(28日)は、新宿の夏の風物詩として多くの皆さまに楽しんでいただけたと思います。8月から10月まで行われる「新宿クリエイティブ・フェスタ」では、新宿駅周辺の公共空間等で著名アーティスト等の作品が展示され、新宿のまちがアートに染まります。そして、10月17日には、新宿御苑で「新宿御苑森の新能」を開催します。今回は、雨天時の会場(新宿文化センター)も準備しました。8月の一般チケット販売に先行して、区民優待チケットの申込みを7月20日まで受け付けています。ぜひ幽玄の世界をご堪能ください。

区長 吉住 健一
よしずみ けんいち